

●よろず相談

と き 2月21日(水)
午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 行政相談委員
人権擁護委員
総務課総務・人事係 28・6003
福祉課福祉係 28・0912

●消費生活相談

と き 2月21日(水) 午後1時～午後3時
ところ 役場3階 会議室3
相談員 消費生活相談員
◎北名古屋・清須市の各相談もご利用で
きます。詳しくはお問い合わせください。
問合せ 地域振興課地域振興係 28・2463

●心配ごと相談

と き 2月20日(火)
午後1時30分～午後3時
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
相談員 民生児童委員
問合せ 社会福祉協議会 29・0002

●いのちの相談

「いのちの電話」(通話無料)
受付時間 毎月10日
午前8時～翌日の午前8時
0120・783・556
「名古屋いのちの電話」(通話有料)
受付時間 24時間いつでも
052・931・4343
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●教育相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前9時～午後4時
0120・28・7867
ところ 新栄学習等供用施設
相談員 町教育相談員
問合せ 教育委員会事務局学校教育係
28・2211

●家庭教育相談

と き 2月7日(水)
午前10時～午前11時30分
ところ 役場3階 会議室3
対 象 町内在住の方で高校生以下のお
子様をお持ちの方
問合せ 教育委員会事務局生涯学習係
28・0396

●家庭児童相談

と き 2月16日(金)
午前10時～午後3時
ところ 保健センター2階 研修室
相談員 愛知県家庭相談員
問合せ 保健センター 28・3150

●子育て相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前10時～午後3時
ところ 各保育園
相談員 町保育士
問合せ 豊山保育園 28・2888
富士保育園 28・3459
青山保育園 28・3562

●身体障がい者等相談

と き 2月13日(火)
午前10時～午前11時30分
ところ 総合福祉センター
しいの木2階 相談室
39・0776(電話相談可)
相談員 身体障害者相談員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●障がい者就業相談

と き 月曜日～金曜日(祝日除く)
午前8時30分～午後5時15分
ところ 役場1階 相談室
相談員 尾張中部障害者就業・生活支援センター職員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●母子家庭自立支援・就業相談

と き 2月13日(火)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県母子自立支援員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

●女性相談

と き 2月15日(木)
午前10時～午後3時30分
ところ 役場1階 相談室
相談員 愛知県女性相談員
問合せ 福祉課福祉係 28・0912

寄附御礼



一般寄附金
鈴木森晶様 金百万円

みんなの
地空人くん

年賀状ありがとう!

全部で235通の年賀状が届き、
地空人くんは大喜びしました。一人ひとりに手書きでお返事の年賀状を送りました。



▶問合せ 総務課企画財政・情報係
☎28・0913

「みみの出し方の順守を

可燃ごみを前日から出すと猫やカラ
スなどによりごみ袋が荒らされ、近所
迷惑になります。不法投棄や放火を誘
発する原因にもなります。可燃ごみは、
必ず収集日当日の朝に出してください。
スプレー缶とペンキ缶の出し方
スプレー缶類は穴を開けず、リサイ
クル資源として出してください。不燃
ごみの中に混ざっていると収集車内で
発火し、作業員の生命に関わる事故に
発展する危険性があります。
ペンキの缶(中身入り)は、中身の
ペンキを不用な紙や布に染み込ませて
から可燃ごみで出してください。容器
は不燃ごみで出してください。

0916

▼問合せ 住民課環境保全係 ☎28・

相 談

屋外広告物のルール

ポスター・はり紙・立看板・広告塔
など、屋外広告物の設置については、
愛知県屋外広告物条例により、表示面
積などが細かく定められています。屋
外に広告物を出すときには、事前にこ
相談ください▼問合せ 地域振興課地
域振興係 ☎28・2463

2/10
～4/1
文書で見る「豊山のむかし」展

町郷土資料室では、戦前までの河川
改修や道路新設についての文書を展示
します▼とき 二月十日(土)～四月一
日(日) 午前九時～午後九時▼ところ
社会教育センター二階 郷土資料室▼
問合せ 教育委員会事務局生涯学習係
☎28・0396

町長との対話集会

町長が、地区や地域、グループ
の活動の場に向き、町民の皆様
との対話を行います。町政やまち
づくりに対するご意見や提案をお
聴きします▼対象 町内に在住・
在勤する方を中心に構成されてい
るおおむね十人以上のグループ▼
開催日 毎月第四週を原則として、
グループの希望日時と町長のスケ
ジュールを調整して決定します▼
会場 原則として、申込グループ
で確保していただきます▼募集数
毎月一組(応募者多数の場合は、翌
月以降の開催となります)▼申込み
開催を希望する日の一か月前まで
に所定の用紙により役場三階十番
窓口総務課企画財政・情報係に提
出してください▼問合せ 総務課企
画財政・情報係 ☎28・0913